

宇和島市住宅リフォーム補助制度に係るQ & A

Q 1 対象となるリフォーム等工事の内容はどのような工事ですか？

A 1 対象工事一覧表をご参考ください。対象となるか否か判断しがたい場合は、建築住宅課までお問い合わせください。

【対象工事一覧表】

No	リフォーム等の内容	対象	備 考
1	住宅の増築	○	確認済証を受けたものは、完了報告時に検査済証を添付すること。
2	住宅の改築又は耐震化工事、耐震改修工事	△	木造住宅耐震化補助の申請をするものは不可。
3	住宅と別棟の車庫、カーポート、物置等の設置工事	×	
4	併用住宅の工事	△	住宅専用部分の工事は可。専用部分の区分けが出来ない工事は個別審査による。
5	住宅の解体工事	△	増改築に伴うものは可。
6	ホームエレベータの設置	○	
7	屋根、外壁、軒天の塗装、防水工事	○	コーキング改修を含む。
8	屋根、壁、天井、床、窓の断熱化工事	○	
9	雨どいの取替え工事	○	
10	床フローリング、壁・天井クロス張替え工事	○	塗装も含む。
11	畳の取替え	○	表替えも含む。
12	ドア、襖、障子等の建具工事	○	
13	窓ガラス・網戸の交換	○	
14	カウンター、棚、収納の造作、システム収納、システムキッチン等の設置	○	造り付けであること。
15	バリアフリー改修	△	高齢者福祉課に補助の申請をするものは不可。
16	合併浄化槽の設置工事	△	生活環境課に補助の申請をするものは不可。
17	太陽光発電システム工事	×	屋根と一体でも不可。
18	シロアリ駆除、シロアリ防止等の床処理	△	リフォーム工事等と一体であれば可。
19	外構工事（門・塀・擁壁・舗装等）	×	
20	造園工事（屋上緑化含）	×	住宅ではないので不可。
21	ウッドデッキ、パーゴラ（東屋）の設置	△	住宅ではないので不可。（住宅と一体であるものは可。）
22	室内カーテン等の取替え	△	内装工事等と一体であれば可。

23	浴室、ユニットバス、トイレ、洗面の改修・設置	○	
24	ガス、給排水管の工事	○	
25	下水道等排水設備工事	△	リフォーム工事等と一体であれば可。(指定工事店により施工すること)
26	換気扇、換気空清機 [※] の設置	○	
27	エアコン・暖房器機の設置工事	×	
28	火災報知器の設置	○	電池式も対象。
29	ガス、電気給湯器・灯油ボイラー・電気温水器、IH機器、床暖房設備、蓄熱暖房設備の設置工事	○	オール電化工事等と一体であればIHクッキングヒーターも可。(据え置き型でも可。) ※電気機器等のみの単純な買換えは、No.31の電気製品購入にあたるため不可。
30	防犯装置(監視カメラ、赤外線防犯システム、テレビドアホン、防犯用ライト等)	○	
31	電気製品の購入、配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
32	電話、LAN、TV等の配線工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
33	スイッチ、コンセント、配線の設置等の電気工事	○	
34	地デジ [※] 、CS等のアンテナ取付工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
35	壁・天井埋め込みスピーカー設置工事、プロジェクター設置工事	×	リフォーム工事ではないため不可。
36	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	×	
37	その他	△	個別審査により決定。

Q2 アルミ製の既製品のサンルームなどの設置工事は対象となりますか？

A2 住宅と一体となる設置であれば対象となることがあります。

Q3 住宅リフォーム等工事はいつから着工できますか？

A3 補助金の交付申請をしていただき、交付決定の通知が届いた後、工事着手していただくこととなります。

Q4 アパート、貸し家の増改築・リフォーム等工事は対象となりますか？

A4 持ち家でないため、原則、対象となりません。

Q5 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？

A5 その住宅にお住まいになっている方で、住宅のリフォーム等を行う施工主が申請者となります。補助金は、一定の手続き後、申請者の方に(申請者名義の口座に)振り込まれます。なお、申請書類等の提出等について、申請者の代理として、施工業者の方が窓口を持参するなどは構いません。

Q 6 実績報告書及び請求書にある「補助事業者」は誰を指すのですか？

A 6 補助事業として交付決定された方で、申請時の「申請者」と同じ方となります。

Q 7 申請者と住宅の所有者が異なる場合の添付書類で、「その関係を示す書類」とは
どのような書類を添付すればいいのですか？

A 7 申請者の方と所有者の親子関係がわかる書類（戸籍謄本など）を添付してください。また、既に所有者である親がお亡くなりになっており、居住者である申請者に名義を変更する手続きがおこなわれていない場合も同様とします。

Q 8 宇和島市住宅リフォーム補助制度の申請は、何回でもできるのですか？

A 8 一戸の住宅について一回限り（お1人1回限り）です。

Q 9 市内建築業者等とは？

A 9 宇和島市内に本店や支店など事業所（市内にお住まいの個人の大工さんや個人経営の工務店を含む）を有する業者の方々です。原則として、営業所は対象になりません。

Q 10 市の他の補助制度を受けていると対象外となりますか？

A 10 宇和島市浄化槽設置整備事業費補助金（生活環境課）、地域生活支援事業（福祉課）居宅介護住宅改修（高齢福祉課）などを受ける予定の工事は対象外となります。

ただし、重複しない工事については補助を受けることが可能です。

Q 11 転入等により、市民税や固定資産税を宇和島市に支払ったことがない場合は補助対象者となりますか？

A 11 宇和島市の住民票が取得でき、市税等の滞納者でなければ、補助対象者となります。

なお、納税証明書については、元の住所地で取得してください。

Q 12 併用住宅の工事について申請する場合、どのような書類を追加提出すればいいのですか？

A 12 住宅専用部分が延べ床面積の2分の1以上であることが確認できるような、当該住宅の平面図の写しを提出してください。

Q 13 工事途中でリフォーム等工事内容、箇所に変更が生じた場合はどのような手続きが必要ですか？

A 13 工事内容の変更により金額が変更となる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写しと変更後の工事内訳見積書の写しを提出してください。

ただし、補助金額の増額は認められません。

変更が生じた場合は、建築住宅課にお問い合わせください。